

2023年8月23日

各位

東根市農業協同組合

「経営者保証に関する取組方針」の制定について

東根市農業協同組合は、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進をはかるため、「経営者保証に関する取組方針」を制定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 制定日
2023年8月23日（水）
2. 経営者保証に関する取組方針
別紙のとおり

以上

「経営者保証に関する取組方針」

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の確立

東根市農業協同組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、過度な経営者保証に依存しない融資慣行の確立をはかるため、対話等によるお客様のきめ細かな実態把握や、「経営者保証の機能を代替える融資手法」のご提案により、経営者保証を求めないご融資に努めてまいります。

2. 丁寧な説明

経営者保証が必要と判断した場合には、保証契約の必要性を丁寧かつ具体的にご説明するとともに、保証契約解除・変更の可能性も含め、お客様のご理解が得られるよう努めてまいります。

3. 既存保証契約の見直し

お客様から既存の保証契約の解除等の申し入れを受けた場合には、改めて保証契約の必要性について検討を行うとともに、その結果について丁寧かつ具体的な説明に努めてまいります。

また、事業継承時においても、旧経営者と新経営者の双方から二重に個人保証を求める。もしくは、旧経営者から新経営者に当然引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行い、経営者保証が事業継承の妨げにならないよう努めてまいります。

4. 保証債務整理への対応

お客様から保証債務整理の申し入れを受けた場合や、当JAが債務保証を履行する場合には、一律に保証金額の全額に対して履行請求を行うのではなく、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任の度合い、再出発可能な残余財産等を総合的に勘案したうえで、履行請求範囲の策定に努めてまいります。